

令和2年1月22日 午後6時30分開会

千代田区役所 6階 601会議室

榑原委員長 それでは、定刻になりましたので「いじめ問題調査委員会」を始めさせていただきます。

皆さん、寒いところをありがとうございます。

この1年間で調査案件はないようですが、今日はいろいろな情報交換や意見交換などをしていきたいと思えます。

まず、事務局から資料の確認をお願いします。

武笠国際平和・男女平等
女平等人権課長 本日の資料は、指導課からの資料としまして、資料1、2の2点がござえます。参考資料としまして、当課のほうで『LGBTsへの対応に関する職員ハンドブック』を作成いたしましたので、こちらもお手元に配布をさせていただきました。

あと、男女共同参画センターMIWで行います講座なのですが、ちよだ女性団体等連絡会という団体と共催で「児童虐待に潜むDV～わたしたちに問われているものは？～」という講座を実施いたします。こちらのチラシも置かせていただいております。

まだ人数に余裕がござえますので、皆様、お忙しいとは思いますが、御興味がござえましたら、おっしゃっていただければ御参加いただけますので、よろしくお願いいたします。

1点、御了承いただきたいことといたしまして、本日の会議は議事録作成のために録音機を置かせていただいております。

また、議事録の確認は、改めてお願いいたしますが、御協力をよろしくお願いいたします。

榑原委員長 議事を進めたいと思えますけれども、まずは情報提供ということで、指導課長の佐藤さんからよろしくお願いいたします。

佐藤指導課長 では、よろしくお願いいたします。

指導課のほうから、経年的に追いかけているいじめの件数についてのペーパーが1枚と、それに伴って不登校の出現率がかなり変化を見せてきています。

いじめと不登校に因果関係があるかについては、様々なのですが、一応幾つか事例をお伝えして、いじめとの関わりがある部分について情報提供をさせていただきたいと思っております。

1枚目を御覧ください。

「1. 千代田区立学校におけるいじめ」の認知件数という形になります。

経年的に見ますと、平成30年、本年度が前3年と比べて、小学校の場合は非常に増えているように見えるのですが、これはいじめの基本方針によるいじめ解消の

定義が「いじめに係る行為が止んでから3か月以上見守ること」となっていて、謝罪等で安易な解消としないように1カ月、2カ月、3カ月とその月ごとに確認をしていて、最終的にもう大丈夫だというふうにカウントしていく。

基本的にいじめがあるのを恥ずかしいというか、ないものだと言っていた考え方から、いじめは、子供が間違えることを前提に、起こり得ることであって、それによってどのように解決していくのかというようなところで、こちらも把握するスピードを上げたりとか、精度を高めるといった意味で積極的にいろいろな解決の事例を挙げてくるようになったというところで増えてきている傾向にはございます。それが1番の「経年変化」のところですよ。

内容についての特徴なのですが、いじめの発見のきっかけというのは、ほぼ3つくらいで「本人からの訴え」「保護者からの訴え」「学級担任の発見」というようなところがベスト3になっていますが、当然、教員も含めて、学校が組織体制で担任以外の教員が発見する部分も考慮という形になります。

ですので、ほぼ学校の中で解決していくということもあるのですが、子供がおうちに帰ってから、今日こんなことをされたというようなところを保護者が次の日に連絡帳で教えてくれるというパターンで保護者から報告を受けてから、実際に当人たちの事実関係の確認を始めるというようなところがございます。

あと、どのような形でいじめが行われているかということなのですが、圧倒的に多いのがからかい、冷やかいです。そこからたたくというようなことに発展していったり、蹴ったりとかということに発展していったりとかということになっているのが非常に多いです。これは、ほぼ小学校案件だと考えていただければと思います。

仲間外れや集団による無視というのは、どちらかという中学校のほうに傾向としては多く、この認知件数でも小学校と中学校は学年数が違いますので、人数的な違いはあるのですが、やはり中学校はなかなか見える化してこない部分もある。

今、SNS等の中でグループができたり、グループから外れたりというような悩みについては、学校としてはスクールカウンセラーや、担任の寄り添いなどで解消している部分はあるのですが、まだまだそういうところで見えない部分はあるのではないかと考えているところです。

起きた場合、どのように対応しているかということに関しては、3番の「加害児童の対応」を御覧ください。

学級担任がその中で起きたことということで聞いていくのが基本となっていますが、やはり加害、被害がクラスをまたがったり、学年をまたがったりするようなケースが結構あります。

ですので、基本的には、学校の担任、他の教職員、養護教員も含めてメンタル面も含めて対応を行うことが多いです。

当然、それを聞いただけでは収まらず、では実際にどうだったのかというような具体的なところで解決に向けていくわけなのですが、やはり保護者との連携はスピーディーに取っていくということと、学校に瑕疵があった場合には、見落としがあったということで、謝罪を行う場合もありますし、当然、その被害と加害という関係上、保護者同士が顔を合わせて連絡を取り合って、謝りっこをするというようなこともあります。

あと、いじめに起因する原因が、若干本人の発達上の特性に係るようなことがあったりとかする場合が散見されます。その場合は、どうしても自分の怒りを抑え切れなかったりとかする場合には、別室で指導を行うというような措置を執る場合も取っています。

榊原委員長 今の「本人」というのはいじめられたほうですか、いじめるほうですか。

佐藤指導課長 いじめるほうも、いじめられるほうも両方あります。

榊原委員長 「本人」といった場合は、どちらを。

佐藤指導課長 では、加害、被害両方ということで捉えていただければと思います。

榊原委員長 両方ですね。

佐藤指導課長 双方に、気持ち的に怒りを抑え切れなかったりとか、不安を解消し切れなかったりとかという場合で、別室の指導の期間を持ってから、元のクラスへ戻していくというようなことも行っているところがございます。

また、より多くの目で、よりたくさんの指導、関わりを持って、ネットワークでということもありますので、校長、副校長が指導するような場面もありますが、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携して相談を行っていくという場合も多々ございます。

裏面を御覧ください。「被害児童への対応」ということですが、これも基本的には加害と同様のところがあります。

やはり、不安面が大きくなっていった場合に関しては、グループ替えや席替え、また過度に厳しいという場合では、学級を替えたりとかというようなことはありますが、学級を替えるところまで行くのはほぼレアケースな感じかと思っています。

あと、別室指導を行ったり、養護教諭がメンタル的なものをケアしたりすることで、実際に心の支えを行っていくというような事例もございます。

「(5) その他の対応」ですが、学校には、いじめについて、学校の中のことを緊急案件として取り上げて、学級全体で指導をして行うというのを基本的にはしっかりと行っています。

学級で収まらない場合は、学年、またはいじめについては、アンケート等も行っておりますので、その時期には触れ合い月間というような形でいじめについて考えること、また、道徳の授業で実際にそういった内容について議論するような授業も行っております。

あと、いじめについて、かなり大きくなってきたりとかすると、私が指導課長ですので、教育委員会の指導課を通して解決するというような事例も増えてきます。

保護者の方が当然、私たち指導課のほうへ学校の対応等が納得いかないということやを直接学校へ言うのではなく、教育委員会のほうへ申し出てくるというような場合に関しては、教育委員会も対応しています。

そのほか、いじめの報告等を受けた場合でも、対応をどうしましたかという点に関して、スピーディーに対応が行われていない場合に関しては、こちらからも迅速な対応を促すといったところの指導を行ってということもございます。

あと、実際に全体のアンケート調査等、面談等を行うところは、学校としては増えています。全員面談を実施しているようなところも、小学校5年生等でありますし、また、その学年に限らず、何か起きたときには、全体で面接期間を設けるといようなこと、個別面談の時間を設けるといった対応も行っているところでございます。

対応については以上でございますが、続いて2枚目のほうです。

こちらが不登校の出現率という数値があるのですけれども、全体の母数に対して、どれぐらいの数が出てきているかということで、数を取っている調査がでございます。

東京都と千代田区のもの进行比较して、そこにあるような形で数をカウントしていったところなのですが、実際に今回、昨年度の大きな変容としては、小学校での不登校が増えてきている数値がでございます。

では、これがいじめと直結しているかということ、むしろ小学校の不登校傾向については、家庭の中での不安感とか、母子分離であることが厳しくなっているような案件が増えてきています。

また、もう一方の傾向としては、子供がちょっと嫌なことがあったということ、解決するために学校に行く必要があるときはあるのですけれども、そうせずに割と囲ってしまうというか、親のほうから子を行かせないといったようなカウントが多いのが傾向として増えてきているというのがあります。

ただ、いじめとは全く関係がないかということ、事例を2つ話させていただきたいのですが、千代田区特有のものかどうかということ、ほかの区ともなかなか比較ができないのですけれども、私自身が他区で小学校の校長を担当、江戸川区とか、荒川区とか、そういったところで味わってきたもので、千代田の特徴として感じた案件を2件、いじめと不登校の関係で話させていただきます。

1件目は、中学校で起きた事例なのですけれども、担任等が見えないところである生徒がある生徒に対して、ちゃんとしろよみたいな形でじゃれ合っていて、押ししたりした。ところが、もう片方の子供は、なかなかそういうのが直らない。そうすると、もう片方の子がいらいらして、何でちゃんとやらないんだみたいな感じでやっているうちに、そのちゃんとやらない子に対して暴力行為を働いてしまったことがありました。

そこまでは、割と私もいろいろ経験したことがあるパターンなのですけれども、それをおうちへ持って帰って、お母さんに話す。学校で当然そこは收拾をして、お互いに謝って、保護者にも連絡してということになるのですけれども、保護者のほうはそれに対して、そんな不安があるところに、学校には行かせられないというように形で、相手の子供が転校するまでは行かせないというように形になります。

そうすると、もう片方のお母様のほうが、どちらかという申し訳ないことをしたという思いがあって、謝罪をしたいと伝えようとするのですが、その謝罪に取り合わないで、もう片方の子が守られて学校に出てこないということなのです。

通常であれば、学校としてはそういうことが起きて、不安であれば対応しますよということになります。例えば席を離したり、本当に困ったことであれば別室に入って

からということもやりますし、その相手の子の学級を替えるということもあります。

ただし、転校させろというような要求は、ちょっと受け入れられるものではないと説明をします。そうすると、弁護士さんが間に入ってきたりする。

弁護士さんを通してとなると、なかなか直接的に学校へ来て、これはやはり大人同士、まず起こり得ることだというふうに認識して、解決しましょうという話し合いになかなか持って行けなくて、その防波堤が非常に堅いといったところから、学校に来ない。カウントが年間30日という数値を超えると、不登校カウントになりますので、それによる不登校というパターンが1つあります。

それと似た例でもう一例話させていただくと、これは小学校の事例なのですが、ある場所で子供たち、両方とも男の子なのですが、男の子同士がじゃれ合っていました。その結果、相手の子がちょっと物にぶつかったという形でけがをするような形になった。

ちょうどそれが保護者参観の日でもあったので、その担当の先生も駆けつけて、どういう状況か確認して、両保護者で話し合いました。これはお互いふざけ合ってきたことだからということでしたが、それでも納得せずに、その場は終わったにもかかわらず、戻ってから家族で話し合いをされて、そのけがが見た目上は大きく傷ついているわけではないのだけれども、先々で不安な面があるとかというようなことになってくると、謝罪を改めて要求されることがありました。

当然、謝罪はする気があるのですが、これも直接的に会って、学校でお話ししましょうと言っても、なかなかそうならず、間にやはり立たれている。

こちらもスクールロイヤーの制度などが最近にありますので、学校法律相談みたいな方に相談をしながらやっていこうと思うのですが、その相手の子が粗野だからやはり不安だということで、学校に行かない選択を選ばれたという、全く同じような事例がありました。

そこまで相手にけがをさせたから行かせないという判断は、私はこの区以外ではあまり聞いたことがなかったのです。しかも、直接的にお互いに話し合っていないところは何とかしましょうという精神があるのですが、そこは行かないというところがあります。それが一つの傾向です。

もう一つの傾向なのですが、冷やかしかからかい、教師に対する発言の中で、例えば塾での成績がどうだとか、変な話、先生の出た大学はどこだ、子供たちの中では、おまえの親の年収はどうだとかというようなことで、そういうようなからかひの仕方をします。

結構、それに対して、子供が敏感に反応して、キレるという状態が起きて、その子が発達上少し難しいところをひょっとしたら抱えているかもしれないのですが、そのキレ方が尋常ではないようなキレ方をする場合があります。

そうすると、その子に対して、今度は多数でやるというような悪循環になってきますので、それに関して一つ一つ断ち切っていくというのは非常に難しいところがあります。

そういうからかひをやめるように言っても、なかなかとまらないのです。不思議なぐらいにとまらない。

私も実際にその学校を訪問したときに、実際その現場に偶然出くわしたのですけれ

ども、遊びの中でその子が仲間外れになったり、からかいを受けたり、また暴力を振るうのかというようなことを言われて、逆にキレてしまっているのですけれども、それが4年生、5年生、6年生ぐらいになってきて大きくなっていくことが多いです。

私が見たのは4年生の事例でしたけれども、体が大きくなってくると、本当に止めるのが大変だとなってくるぐらいの瞬発力でぐあっと熱くキレてしまうことがあります。それに対してまた冷やかす。それがどんどん増えてくるのが4年生からが多いです。

千代田区の中の一つとしては、私立進学等を行うような関係で、塾に行き始めて、本格的にストレスを抱え込み出すのが4年生ぐらいから始まるという傾向がありますので、そことリンクしているかと思いました。

そこをちゃんと対応させようとする、また保護者の方が、うちの子は悪くないというような形になって、なかなかみんな解決していこうという形にならず、それがジレンマとして何か学校に行きたくなくなってきたというふうに子供が追い込まれてしまうというようなことがあります。

その場合、やはり鍵はいずれのパターンにしても、保護者になってくるところがいかんせん多いと感じているところです。親の力で解決しようとする、誰かのせいにする場合がすごく多くて、相手のせいにしたり、担任のせいにしたりという感じです。

この1年間、担任に連絡が行き届かなかったところでもめたということもあるので、それが起こったときに、誰かのせいにするという形は、なかなか解決していきづらい問題ではあるのです。

千代田区の中では、困難事例として、保護者が子供をかばおうとしたりとか守ろうとしたりすることが強い傾向にあるのではないかと、今、分析をして考えているところでございます。

いずれにしても、そういったところに関しては、やはり弁護士の方、学校法律相談の方に相談をしながら、そういうご要望にはお応えできませんというようなことを言うのですが、基本的に相手を転校させろとか、クラスを替えさせろというようなことを要求してくる場合が非常に困難化する案件としては目立っているという形になっています。

長くなってしまいましたが、以上、報告として発表させていただきました。

よろしく申し上げます。

榑原委員長

ありがとうございました。

では、今、佐藤課長から行われました説明につきまして、質疑をまずしたいと思います。

渡辺副委員長

データの読み方を確認させていただきたいのです。

まず、資料2ですが、平成29年から小学生は13人から32人に2倍以上増えているというふうに読み取れるのですけれども、これは各学校でちょっとずつ増えているのか、それとも、ある特定の学校でのみ不登校の数がばっと増えているのか、どちらでしょうか。また、学校別ということですが、小学校ですと1年生から6年生までであるので、心理的な意味を考えると、小学校1年生のときに行きたくないというところが増え

ているのか、それとも、他の学年で多いのかもしれませんが、学年別のデータは取っておられますか。

佐藤指導課長

取っています。

学校は、特定ということはないのです。年によって傾向があつたりはしますが、学校による差はそれほど出てきていません。

渡辺副委員長

では、1人2人について、増えたみたいな感じですか。

佐藤指導課長

そうですね。

学年に関しては、小学校でいうと、今年度は5年生がとても多い傾向にあります。逆に、去年は6年生が多かったので、基本高学年が多いです。低学年のうち、そんなに小学校は多くないです。中学校では、基本的には2年生が、心が乱れがちになる傾向にはあります。やはり1年生よりも2、3年生のほうが不登校の数が増えてくるという傾向になります。

渡辺副委員長

あと、資料1の報告件数というのは、各学校がまとめて、こういういじめの発見のきっかけはこうでしたという報告を全て合わせた報告ということでよろしいでしょうか。

佐藤指導課長

はい。

全て名前もあるような資料ですので、お見せしたり、お配りすることはできないのですが、どこに分類されるかとか、どういう事由だとかいうことに関しては、複数事由はあるのですけれども、そこに関しては分析はしているところです。

渡辺副委員長

そのように見たときに、例えば資料の中の「聞く」という支援ですが、これは支援というよりも、大抵最初は「聞く」という行動はみんなすることです。大事なのは、その後、こういう対応を取ったという、時系列に対応すべき行動がとれているかどうかだと思います。今までの新聞報道などでこじれているのは、子供がいじめられたと言うことを聞き出してからなかなかうまく解決に至っていないということが多いと思うのです。

一見全部違うように見えますけれども、その場合に聞いてからどうしたかというところが見えるようなデータも、詳しく見ればあるのですか。

佐藤指導課長

そうですね。

一件一件はどういう対応を取っていったかという個表になっていますので、それはデータとしてはあります。

渡辺先生がおっしゃるとおりで、こじれるパターンは決まっていて、やはり対応が遅いとか、起きてから発覚までの時間がかかなり経過していたりとかになります。

渡辺副委員長

以前、学校危機の予防で話した重要なポイントは、やはり支援のタイムラインです。

問題が起きてから、次に誰がどうして、どう動いていくかといった部分がシステムティックに整理されていると良いのではないかと思います、聞いてみました。

榑原委員長 ほかの委員の方、質問等はございますか。

大森委員 複数回答ということではありますが、母数はどれぐらいなのですか。
何件のうち、何件だったのかということをお伺いしたい。

佐藤指導課長 この数え方は、いじめの件数が全ての母数になっているのですが、これは小、中と分けていないので、小、中合わせたうちの中のこれだけというふうに思っただけならばと思います。

大森委員 そうすると、令和元年度の31件のうちと考えればよろしいのでしょうか。

佐藤指導課長 この令和元年度の、現在の状況の中で、件数の中でということと考えていただければと思います。

榑原委員長 これは重複していろいろ数えることもあるということでしょうか。

佐藤指導課長 そうなのです。
同時に両方あったりとかするツーカウントも1個にしたりとかしています。

大森委員 この「その他」というのは、例えばどういったものがあるのだろうと気になったのです。

佐藤指導課長 いじめの「その他」ですね。
「いじめの様態」の「その他」を含めて9項目なのですけれども、冷やかしが1番。
2番が仲間外れ、無視。
3番は軽くぶつかる。
4番が激しくぶつかる、たたく、蹴る。
5番が金品をたかられる。
6番が金品や物を隠す、壊す。
7番が嫌がったり、恥ずかしがったりするような行為を強要されること。
8番目がSNSの誹謗中傷。
そして、レアケースなのですけれども、それ以外という感じです。
ただ、これに関しては、例えば、集団無視。あと、いじめられていたけれども、漠然とした不安感で加害者が特定できないような様々なことを言うような場合が含まれています。今年に関しては、その3件はそんな感じです。
なかなかはっきりとはしないのだけれども「その他」である子も、複数でさっき言った仲間外れや無視とともに、冷やかしや悪口を言われるという複合されているような

場合があります。それにプラスそれ以外にちょっと嫌なことがある。無視された期間が長かったとか、集団で無視を受けたというような、個人的ではなかったというようなことを複合的に言っているような場合もあるということについて「その他」です。

榑原委員長

私から幾つか質問があります。

(5) その他の対応で、「教育委員会と連携して対応」というのは、例えば、指導課のほうから教育委員会に行くわけですがけれども、教育委員会の人たちと連携して対応という場合は、どういう対応になるのですか。

佐藤指導課長

先ほど出した事例のようなことです。

榑原委員長

親の2例ですね。

そういうことでも14件と結構多いですね。

佐藤指導課長

基本的には、学校や子供から直接よりも、先ほどちょっとお話しした教育委員会に電話が来て、それから学校へ確かめるというような場合もあります。

榑原委員長

そういう中に入っているという意味ですか。

佐藤指導課長

そうですね。あと、いじめのお手紙とかがあるので、そのレターで対応したりすることもあります。

榑原委員長

教育委員会を構成されている方が何かそのことに直接関わるというのは、あまりないのですか。

佐藤指導課長

私の立場は指導課長なのですがけれども、指導課というのは、人事事務を扱う人事事務係と、事業系の事務を行う事務係以外に、学校を経験して、これから管理職になっていくコースを志している指導主事というのが5名ほどいるのです。

基本的に、そういったトラブル対応、いじめ対応とかは、その指導主事が電話を取るような仕組みになっています。指導主事のところに全てのデータが集まってきます。ですので、対応を行うのは、いわゆる学校を経験している者が対応しているという形になります。

それは当然、教育委員会に報告をしてもらうことになりますので、それで取りあえずどの件でも必ず連携は取っているのですがけれども、その中で対応にこれはどうなのだろうと思うところに関しては、もう少しこのようにやったほうがよろしいのではないのでしょうか、どうですかというようなことを調整したりします。

あと、スクールソーシャルワーカーを派遣したほうがいいのかとか、改めてスクールカウンセラーを増員してやりましょうかというようなところも、ほかと調整するというようなことを担ったりもしています。

- 榑原委員長 今の話と関係するのですけれども、教育委員会の中に、いじめ問題対策委員会がありますよね
- 私たちは、それで一旦うまくいかなかったりという場合に、一応区長の審議、諮問の機関として、区長が立ち上げて調整するのですけれども、今年度については、そのいじめ問題対策委員会で話し合ったり、そこで対策を考えるような事例はあったのでしょうか。
- 佐藤指導課長 今のところは、そこまでは行っていないというところです。
- 榑原委員長 こちらのいじめ問題対策委員会に話が行けば、必ず私たちにもお声がかかると考えていいのでしょうか。
- 私は、対策委員会の中で解決できなかつたりしたときに、区長がこれを招集するのかと思っていたのです。
- 武笠国際平和・男
女平等人権課長 そうですね。
- 榑原委員長 そうすると、いじめ問題対策委員会まではなかった。
- そこまで行ったというような事例がなかった。
- 佐藤指導課長 そうですね。
- 榑原委員長 そうすると、私たちの委員会も別に1年諮問されていないので、いつもアイドリングの状態、状況を伺っていて、何かあった場合にはということなのです。
- 今年について言うと、今回も最初に申し上げましたけれども、今年度は調査案件はなかったということでしたけれども、いじめ問題対策委員会も案件は今年度はなかったと考えていいのでしょうか。
- 佐藤指導課長 はい。
- ただ、学校等でいろいろ対応をしたりとか、学校の中にいろいろないじめだけではなく、学校の中で起きているようなことに関して、検討委員会とかそういうものは開かれたりとかしておりますので、そういった地域のサポートチームみたいなところで、このようなどころにはこのような努力をしておりますというような報告はさせていただいているということでございます。
- 榑原委員長 そうすると、いじめ問題対策委員会というのは、それまで立ち上がるようなことはなかったということですね。
- 佐藤指導課長 はい。
- 榑原委員長 今日、ホームページを見ていたのですけれども、更新日が2016年5月20日で止まっ

ているから、何もないのかと想像していたのですけれども、2016年5月20日以降ないということですね。

佐藤指導課長

はい。

私が着任して、この2年間においては、今のところそういった案件にはなっていないのですが、過去にはいろいろなことがあったりとかということもあります。

多分その2016年の件は、あの件なのかなというところを私もひもといていったことがあるので、理解はしているのです。

先ほど報告させていただいたようなこじれがどんどん延ばし延ばしになっていくと、どうにもこうにも面会とか調整とかしてやりましょうと言っても、謝罪を求められたりとか、そういうことはあるのですけれども、それがなかなかつなげていく機会を失ってしまっていて長期化するというようなことは出てきています。

榑原委員長

弁護士の方が、2つの事例であまりいいようになっていなかったということですが、このように弁護士が介入になった場合というのは、どういうことですか。

結局、代理人として弁護士さんが指定されて、その人を通じてでないと話さないというようなことを、家族の方が言ったような場合になるのですか。

大森委員

そうですね。

榑原委員長

弁護士業務として、それは引き受ける。そういうことですよ。

佐藤指導課長

今のこの2例の、先ほどの事例の不登校というのは、それ以上進まない。

案外、弁護士さんというのは、受け身ですから、引き受けて何かあるときはそこに行ってきてくださいというだけで、こういう場合は弁護士さんがまとめるというような仕事はしないです。

大森委員

いや、事案によりますけれども、弁護士は、その被害を受けたとおっしゃっているご家族の依頼を受けて、学校の対応でこういうことを求めたいということであったり、あるいは加害児童に対してこういうことを求めたいというところを実現するために、学校側あるいは加害側と交渉するのが業務となっていきますが、一つは当事者の方の思いが感情的な部分を含めて非常に強く、それが弁護士の態度にも出ていることが多い。

あとは、その弁護士の力量であったり、経験であったりというところに左右される場合も少なくないというか、小さくない。

全体を俯瞰した上で、どういう解決が被害を受けた児童にとっても一番いい解決なのだろうかというところをきちんと見極めができて、場合によっては親御さんに説得というか、説明というか、理解をしてもらおうというようなこともできる弁護士と、そこまでの器量が持てない弁護士がやはりいたりもする。

その両方で、あるいはもちろん事案の中身とか、加害者側であったり、学校側の対応がどうだったかということによっても全く変わってはくるのですけれども、今申し上げ

げたような要素というものはあります。

榑原委員長

先ほどの課長のご報告で、最近の例としての弁護士が入ったりして、片方の方は行かないと言って不登校になっている。

最初から課長が、あまりいじめとは関係ないのではないかということで、両方聞いてみると、いじめではないけれども、仲たがいの暴力とか、じゃれていて何かけがをした。そこだけ取ると、もしかするといじめになるかもしれない。

私がさっきからこだわっているのは、そのときにこの教育委員会のいじめの問題対策委員会というのは動かないものなののでしょうか。仕組みとしてよく分からないのですけれども。

大森委員

私もそこをお聞きしたくて、どういう場合に、どこまでどうなったらいじめ問題対策委員会が動くという仕組みになっているのかをお聞きしたい。

榑原委員長

対策委員会で動いた事例で、さらに検討が必要だ、というときに区長が動くので、例えばこの2つの膠着して不登校になっている例のように、もとにはちょっといじめと言えるかどうかは分からないけれども、ちょっとじゃれ合っただけがをしたみたいなの、あるいは心理的に家族が嫌だと言ったりして、弁護士が入って泥沼に入ってしまったときには、この対策委員会はどういう場合に動くのか、という仕組みも含めてご説明いただきたいのです。

教育委員会のいじめ問題対策委員会は、千代田区では教育委員会の中にあるのですけれども、例えばこの2つの不登校事例では発動しないのか、あるいは誰が言って発動するのかということなのです。

本調査委員会は区長が言わないと動かないです。

その前に、教育委員会のいじめ問題対策委員会というのがあって、そこでまずやることになっています。そこではちががあかないようなときも、やはりそこに来るといふ仕組みというのを学習していたのですけど。

武笠国際平和・男
女平等人権課長

今、手元にあります、千代田区いじめ防止等のための基本条例というのを確認しますと、15条で対策委員会という規定がございます、その中での第4項で、教育委員会は学校健全育成サポートチームから前条2項の報告を受けたとき、前条2項というのが「区立学校において重大事態が発生した場合には、法第28条第1項に規定する学校の下に設けられる組織として、同項に規定する調査を直ちに行い、その結果を教育委員会に報告するものとする」という規定なのですけれども、報告を受けたときに、当該報告の内容について対策委員会に審査を命ずるものとなっております。

星野委員

誰が命ずるのですか。

武笠国際平和・男
女平等人権課長

教育委員会です。

星野委員 では、先生たちが。

佐藤指導課長 教育委員会なので、私とその教育委員会の一部なのですけれども、子ども部ですね。

星野委員 先生たちが判断して、お願いします。

佐藤指導課長 教育長とともにという形になります。

星野委員 その事案がなかったということですね。

佐藤指導課長 重大な事案だったかどうかという意味ですよ。一応、学校の中で継続的に行っていて、解決に向かっていたりとか、努力を積み重ねていたりとかということにおいて、大丈夫だったということになります。

渡辺副委員長 他県でこじれているのは、やはり自殺とかにつながっているケースだと思うのですが、千代田区では自殺に小学生、中学生はなかったということですか。

佐藤指導課長 はい。

内藤委員 自殺未遂も含めてですか。

佐藤指導課長 未遂がどうかということでも報告はないです。

榊原委員長 私たちも本当に大変なことになったら、区長から頼むと言われることになります。好んではいませんけれども、今の事例のように、私の中で教育委員会のいじめ問題対策委員会がまず動いて、それを調査し、その結果をうけて、私たちは動くのだという認識です。

星野委員 今のことに絡んだ質問なのですけれども、例えば、ここに警察が連携して、対応というのがありますよね。例えば、こういう事例というのは、対策委員会で話し合ってもいい事例なのかもしれないですよ。一回こういう話をしましたというのを、区民のみんなが知れば、それはある種の抑止になるというか、こういう解決の仕方を、学校だけで解決しているわけではないですよというようなアピールにもなるのではないのでしょうか。つまり、報告だけされていて、ではどうしようかというのは、ここで話し合う場所ではないのですけれども、そう思いました。

佐藤指導課長 児相とか、警察とかの連携というのはあることです。それも先ほどお話ししている保護者の出方で、これは児相案件だよねというような、緊急性が高いと判断したらすぐにつながります。警察もそうです。

警察はむしろ、暴力行為とかという場合に関しては、私たちが警察につなぐ場合もある。それは学校のほうも、これは最初からこのようなことが起き得る可能性があるのではということで、すぐ連絡して来てもらえるような体制もあります。

あとは、被害児童生徒の保護者が、どうしても学校の対応とかが納得いかないということで、警察に駆け込んでいくというパターンもあります。

星野委員

警察とか児相というのは、普通、区民の人もすぐにそうだろうと認識が行くと思うのです。

でも、千代田区には、対策委員会があるのだというのをアピールすることによって、もっと抑止だったりとか、何か違うサポートができる、そういうことに取り組んでいるのだというアピールになったほうがいいかと思いました。

佐藤指導課長

ありがとうございます。

こういった基本条例を受けて、各学校のほうでいじめ防止基本方針等も出して、なおかつ、やはりその中でどういう対応をしていくかというところをしっかりと分かってもらう手だては、今後考えていく必要があるのではないかと思います。

ありがとうございます。

榊原委員長

ちょっと時間が押してきましたが、ネットを見ていて、伺いたいことがありまして、資料をコピーしてきたのです。

2点あるのですが、1点目は、対策委員会はこの案件をどう思ったのか、ということです。私たち調査委員会にはこの話は来ていませんので、対策委員会に話が来て、私たちのところにも来るのかとと思っていた部分があるので伺いたいと思います。

ネットでいろいろと出ているのです。これはその中の一つの記事なのですが、これは「セクハラ」という言い方にしているのですが、小学校で、教員からセクハラを受けて、訴訟が起きている。ご存じだと思いますけれども、こういうことになっているのですよね。セクシュアルハラスメントというのは、いじめの一種だと思います。

この案件は、ちょっと前の話になりますけれども、こういうときに、例えば対策委員会が動いたかということを知りたいのです。この件は、これがもちろん事実がどうかということは、千代田区が被告になっていて、まだ係争中ですが、対策委員会には、教員によるいじめも検討対象に入るのではないかと思いますのでいかがでしょうか。

千代田区の基本条例を見ると、同じ学校の生徒、児童「等」によると書いてあるので、同じ学校の中にいるという意味で、先生方も含まれるのではないかと？最近先生によるいじめも挙がってきているので、先生はもちろん半分身内かもしれないのですが、やはり防がなくてはいけないのではないかと思います。

以上まとめるとこの案件について、実際にこれが起きたのは16年ですが、これに対して、例えば対策委員会が動いたかということと、教員によるいじめというものも私たちが対応していくものなのかどうかということについて、どうなのかお聞かせいただきたいと思っています。

佐藤指導課長 今まさに、これに書いてあるとおりで、係争中ですので、ここでコメントすることは非常に難しいです。

榑原委員長 いや、それは政治家の方はそう言いますけれども、私たちは千代田区の委嘱を受けているのです。千代田区のそういう問題を調査したりする委員であって、私たちが別の何かの団体が来て言うのならそういうことになると思うのですけれども、私たちはそういう千代田区の中で起こったことを調査して、問題を解決する委員会ですので、係争中ですというのではなくて、どういうことで、例えばこのときにいじめの対策委員会はどう動いたのかとか、そのようなことについては、やはり私たちも知っておかなければならない。

佐藤指導課長 この時点では、いじめ問題対策委員会は動いていません。

榑原委員長 これは2017年と書いてあります。

佐藤指導課長 そのときには動いていません。
ただ、保護者と教育委員会を含めて、学校と対応を続けてきている案件です。
ここに書いてあるような行為とかが、果たしてこのスクールセクハラというものに当たるのかどうかというところは、今法廷で行われているというところですよ。

榑原委員長 そうなのですから、結局、対策委員会が立ち上がっていないのですね。

佐藤指導課長 立ち上がっていません。

榑原委員長 私たち調査委員会というのは、結局そうした案件か、いじめだったかということ調査するのが仕事なのです。

ですから、例えばこれについては、もし先生によるセクハラがいじめだとすると、これは区長が決めることですが、当然私たちのところにも話が来るようなものだったのではないかと思って、今日お聞きしているのです。

佐藤指導課長 この件を、この会で検討したほうが良いようなことであつたのかどうかということに関しては、今ちょっと私の知識とあれではお答えすることができません。

星野委員 一つよろしいですか。

榑原先生の2つ目の質問なのですけれども、教員が生徒をいじめたというのは、多分、そういうのも入れたほうが良いのではないかと思います。

佐藤指導課長 教員によるいじめが起きれば、服務上あつてはならないような部分になっていくと思います。

星野委員 でも、あるのですよね。いじめではないかもしれないですけども。

佐藤指導課長 あるのかと言ったら、私どもはそれをカウントしていくというか、報告してもらう立場ですので、もし、学校のほうから、ある生徒の保護者から、先生からこういう暴言がありましたというようなことがあったとしたのであれば、学校のほうに指導をして、確認をしてということはやっています。

それを教師からのいじめというか、誤った指導、不適切な指導としてカウントするようなことがあっても、いじめとしてのカウントとしてはしていないというのが現状です。

それを入れたほうがいいのではないかと言うと、それは東京都なり、国なりがそういうものもいじめとして考えるというような規定になれば、それはそうなるかとは思いますが。

榑原委員長 現状では、それはいじめとはみなさないということですか。

佐藤指導課長 いじめの定義としては。

榑原委員長 東京都とかがやればカウントということは、千代田区としては、こういうものはやはりいじめとはカウントしないということでよろしいでしょうか。

一応条例の文章としては、一定の人間関係である他の児童「等」と書いてあるので、そうすると教員も入っているのか？それから、東京都がどうかというのは別として、子供同士のいじめだけではなく、教員によるいじめというのは、それを指導の誤りとみなすかどうかということですけども、一般的な社会通念としては、教員によるいじめということも出ているので、本委員会も調査するときに、そういうことも考えていかなくはいけないということになると思ってお聞きしたのです。

星野委員 あともう一つは、この記事が本当に全部正しいとかどうかは分からないのです。

榑原委員長 そういう意味で言ったものではありません。

星野委員 でも、例えばここに「無視や仲間はずれをされるようになった」という先生からのいじめでないコメントもありますよね。

これを信じるかどうかは別としてなのですけども、このAさんが、ここで議論するいじめを受けたという可能性もないわけではないのでしょうか。

佐藤指導課長 この記事に関しては、訴えていらっしゃる側のコメントがまとめられています。

榑原委員長 そういうことを言いたいのではなく、例えば私たちの調査委員会がまさにこのようなことになったときどう関わっていくのでしょうか。

佐藤指導課長 基本的にそれは、教育委員会指導課が調査を行います。

不適切な行動を子供に対して教員が行っていたとしたら、それは教育委員会指導課が行うこととなります。

榑原委員長 ということは、それはいじめとはカウントしないということですか。

佐藤指導課長 基本的に児童「等」といった場合に、その「等」の中に教師が、教師を「等」で扱わない、という解釈はないでしょうか。そうであれば「教師」と書くべきだと思います。

榑原委員長 ですから、これは「教師」と書いたほうがいいのかと思うのですけれども、内藤先生、どうですか。

内藤委員 最初に一言、これは不当なことであるということをお願いしたいのですけれども。係争中であれば、何もしゃべらないということであれば、公共団体の公開の義務が、一旦係争を起こしてしまえば、全て一切話さないということになるので、係争中であるがゆえに、話しませんということ自体が非常に不適切な発言であります。

佐藤指導課長 分かりました。

内藤委員 プライバシーのこのような面があるから話せませんとか、これこれした場合にはこういう具体的な損害があるので話しませんということはあるかもしれないけれども、係争中であるがゆえに話しませんということは、不適切な発言であると私は考えます。その上でお話をしようと思いますけれども、まず教育委員会は、利害当事者である。これは間違いなく利害当事者なのですよね。

それで、例えば、先ほどのいじめの原因なんかでも、教育委員会から文科省に上げたいじめの原因の統計と、NHKとかNPOが調べたいじめの原因の統計については、すさまじい開きがあって、このすさまじさはすごいものです。それは、教員にいじめられたとか、生徒にいじめられたとか、校則が嫌だとかという理由は、利害当事者であるから、学校側が出さないからです。これは一般論です。

ただし、教育委員会といっても、A市教育委員会のように、普通の企業だったら背任罪で刑務所に行かなければいけないような隠蔽工作や虚偽報告を組織ぐるみでやっている悪魔のような教育委員会の例から、B市教育委員会のように、いじめで子供が自殺した親が教育委員会に感謝して、一緒になって啓蒙活動をやっているという非常にすばらしい天使のような教育委員会まであります。そのうち、千代田区教育委員会がどの位置にいるのかは分からないので、私は今まで遠慮してきたのです。

とはいえ、利害当事者になることは確かなのです。ですから、基本的には、利害当事者である組織が、教員による迫害、暴行傷害、犯罪、セクハラといったようなものを扱うのは、やくざが十手を持っているようなもので、仕組みとしては、公共的には許し難い不正な仕組みなのです。

そういうわけで、教育委員会ではなく、千代田区としてはどうするか。つまり、区長とか組織体を通じての区としてはどうするかという問題なのですけれども、先ほど国や都が決めれば何とかなると言いましたけれども、実はやろうと思えば区でもできる

のです。

どうということかという、C市では、既にいじめに関しては、教育委員会にやらせない。区が監察課というものをつくって、いじめの被害を区の監察課が聞いて、それに対処する。ということは、教育委員会としても、身内を裁くということをしなくていいのです。

そういう負担から解放されて、教育委員会は専らいじめの防止のほうに専門特化します。起こったいじめについての被害を聞くのは、監察課の仕事です。

これはすばらしい案だと思うので、C市市長に敬意を表して、やり方をどのようにやったのか教えてくださいと、今コンタクトを取っているところなのですが、それは千代田区にも導入したらよいのではないかと。それは教育委員会を責めるというのではなくて、利害当事者なのだから身内を裁くのは嫌だろう、その負担から教育委員会を解放してあげましょうということにもなって、教育委員会にとっても、とてもよいことなのです。

榑原委員長

私は、この調査委員会がそういう第三者ということで、利害関係ではないので、まさにこういう案件は、私たちのところに振ってくるものかと思っていたものですから。

やはり身内の中でやるというのは難しいので、私たちは第三者ですから、こういうのはまさに私たちに調査や相談が来るようなところではないかと思ったところなのです。

内藤委員

それから、法律の条文の文字についての議論もあると思います。

法律の趣旨が何であるか。法律も条例も、子供を守ることが趣旨なのです。教員がとことん気に食わない生徒を痛めつけるということは、現実問題としてたくさんあるので、それを認めざるを得ないのです。それを予防するというのが、子供を守るという趣旨にかなっているのです。たとえ文言がどうであっても、趣旨という点からやるべきであるということが一つ。

次に、もし条文が不完全である、つまり教員によるいじめというのが入っていない場合は、区の条例を改正すべきであることを、我々の委員会で、区に提言することができます。

そうでなければ、我々はただのお飾りにすぎません。1年間集まって、何かしゃべってはい次の1年という、もう何もできなくなって、基本的にはただのアリバイをつくるためのお飾りにすぎなくなってしまいますので、何かあった場合は、もっと密に委員会を開くべきだし、できればC市の監察課のように、むしろ調査する人員をちゃんと区で用意すべきです。

この人数で千代田区全体を調べるわけにはいかないのです、調査人員を区のほうでつくるべきです。このことは教育委員会にとっては非常にありがたいことです。つまり調査の負担だけではなく、身内を裁く負担が軽減されて、ポジティブな教育に専念できるようになるのです。ここで提案していることは教育委員会を責めることではなくて、助けることにもなるのです。

あと、ここには教育委員会の方が来るのだけれども、もし教育委員会の方だけの話を聞いたら不公平ですよね。当然、被害を訴えている方もここに来てもらって話を聞

かなければいけないわけです。というのは、利害の一方の当事者だけの話を聞くというのは、それ自体がもう公平性に反することです。これもまた非常に矛盾があるわけです。場合によっては、ここに来てもらう必要もあると思います。

基本的に我々調査委員会は、一般的に教育委員会が隠蔽をするということが、マスコミ、世論に非難されている中で生まれたものなので、基本的には教育委員会を厳しくチェックする、ある意味では教育委員会を裁く側でもなければいけないということは、きちんと認識しておく必要があると思います。

そういうような意味で実際に個別の案件を扱うということと、それから区に対して、仕組みをこんなふうに変えたらいいのではないかと提言するというこの2つの方向を絡めながら、より頻繁に会議を開いて、きちんと我々の会議は働くべきであると考えます。

榑原委員長

私もまさにそう思っており、教育委員会からすると当事者なので、やはりなかなか難しいと思うのです。

そうすると、私たちは当事者ではないので、私たちの調査委員会というのは、まさにそういう機能なのではないかという思いがあった。

私たちは2年目ですけれども、今年の9月に起きた案件を、どうですかと問われれば、私たちの場合は、例えばここではない場所でAさんにどうだったのと聞くこともできるし、教員に聞くこともできる。

最終的には、裁判になれば、裁判で決まることですが、教育委員会がさっきのように言われるようなことを、教育委員会が整理せずに第三者委員会があるのだということが、表面的にいいことなのですけれども、実際に機能すると、結果的には教育委員会は楽になるのだらうと思います。つまり、私たちがそういうものはどうなんだろうと、例えば区長に答申して、こうなのではないか、というような形になるのです。

ですから、今回、この例を出させていただいたのは、こういう案件があり、私たちともかなり関係がありそうなのに、1年間平穩に来たというところで、私たちは本当に何をしているのかというような感じなのです。

ですから、これは議事録もあると思いますし、ぜひ区長さんの耳に入れていただいて、もし必要があれば、私たちを呼んでいただければ区長さんに提言というか、そういうこともできると思うのです。

ただ、これが調査を始めるためには、区長さんから言われなければいけないという仕組みになっているので、今回のことについて、区長として被告ということになるかもしれないのだということで、何も言えませんが、私たちは自由に動けるのです。

だから、その辺をちょっとお考えいただいたらどうかと思ったのですが、大森委員、何かほかのことでもどうですか。

大森委員

全く異論はないと思うのです。

この委員会が設置された経緯や趣旨にのっとった活動ができれば、私も本望というか、それも意義があると感じています。

星野委員 私も異論なしです。
ありがとうございます。

榑原委員長 ということですので、私たちとしては、自分たちで独自で動くものではないのですから、ぜひ、これは議事録に匿名的に話をしていますので、その辺は少なくとも区長さんにはそういう気持ちで私たちはやっているのだということと、今回、こういう事例があって、私たちが活躍できる場所なのになんと残念だということを、最後にお話しさせていただきました。
何か、ご意見はございますか。

内藤委員 あと、区に対する一つの提案ですけれども、千代田区とC市が交流をして、C市がどんなことをやっているかと自治体間で交流をしたらいいのではないかと思います。

榑原委員長 大阪府でしたっけ。

渡辺副委員長 大阪府です。

内藤委員 C市は大阪府です。
これはすごいと思いました。

星野委員 C市は事件があったのですか。

内藤委員 結構事件が多かったです。

渡辺副委員長 そうですね。
最近、いじめはD市とかにありますよね。

内藤委員 そうですね。
それは、教育委員会にとっても非常にプラスになること。つまり、教育委員会対区で戦うのではなくて、お互いにプラスになるウィン・ウィンだということを分かっていたらいいと思います。

佐藤指導課長 はい。

武笠国際平和・男女平等 인권課長 C市の情報は、確認させていただいて、こちらもお伺いしたいと思います。

佐藤指導課長 貴重なご意見をありがとうございました。
ありがたいご意見であったと感じているところです。
私の認識不足があったのか、事務局のほうとも相談をしていかなければならないことなのかということで、今頂いたご意見に関しては、私どももしっかりと考えていき

たいと思います。

大森委員 今回、せっかくここにお話が出ているので、また来年度にと延びてしまうのはどうかと。

榑原委員長 私たちは、ちょうど今年度の5月までに一旦首になるかと思って、そのぐらいの気持ちで言っているのですけれども、今年度にもう1回あるのですよね。

武笠国際平和・男
女平等人権課長 今年度は、案件がなければいいと思います。

榑原委員長 議事録が残ると思いますけれども、ぜひ区長さんも見てください、もし会ったらこのことを伝えていただいて、もし区長さんにお時間が取れるのだったら、全員になるか分かりませんが、区長さんとお話しして、直接ご意見を申し上げるといことも、私たちはやぶさかではないと思いますので、それは事務局とか、あるいは課長のほうから、場合によっては取り合っていたらいいかと。

大森委員 会として、意見交換の場を設けていただきたいという区長に対する申し出を行うということを、今日ここで決めたいということですね。

榑原委員長 そうですね。
ですから、それはこちらのほうから区長さんにどうでしょうかと申し出を伝えていただいて、お時間ができれば、その辺のお話をしようと思います。
逆に言うと、区としても、お互いに司法の場で争う以外に、自分たちの中で、実は第三者でこのことはやっているのと言うことに意味があると思います。教育委員会がやっていますと言うと、世間的に言うとなら、被告になっているところがやっている。たとえそれが正しいことをやっても、絶対に信用してくれない。
ですから、私たちの場合、全く利害関係がないので、そこで意見を出して、これについては、もしかするといじめがやはりあったかもしれないとか、いじめまで行かなかったかもしれないというふうな、意見を出すことはできるのです。
それは逆に言うと、教育委員会にとっても、区にとっても、いいことだとは思っています。

渡辺副委員長 実際、学校の校長先生も教育委員会を味方だと思っている人もいらっしゃる、意見が異なると思っている人がおられます。教育委員会の側からしても、本当に先生がおっしゃったように、守っていく立場として動かれているのか、罰するほうの立場として動いておられるのか混在しているような感じがします。教育委員会と学校の関係性など、具体的に、したほうがより客観的にいろいろ議論ができると思いました。

佐藤指導課長 教育委員会というか、指導課長としては、当然子供のことを筆頭に考えて、学校から避けられるようであってははいけません。学校とともにやっていくというスタンスは常に

持っています。隠蔽とかそういうものをしようというような意向は全くございません。

ただし、2019年7月4日のこの記事のことについて、この場で何らかの皆様の働きかけになるような段取りができたのではないのかということに関しては、事務局と相談をしていくという形になるかと思っています。

というのは、学校から、敵だと思われるというか、避けられるように指導課としては働いていないということは、ほかの教育委員会でそのような事例はあったかもしれないのですけれども、そういった意識は私どもの中にはございません。

渡辺副委員長 多分、そうだと思うのですけれども、校長先生なんかとお会いしてお話すると、やはりそのように思ってしまったている管理職の先生もいらっしゃるような気がします。

佐藤指導課長 もし、そういう人がいたら、教えていただきたいと思いますし、なぜそう思うのかということに関しては、やはりきちんと対応はしたいと思っています。

内藤委員 人間と人間の関係よりも、仕組みの問題なので、第2の問題で私が言ったことですが、千代田区の仕組みをよりよいものにするでもって、人間と人間の関係で嫌なものが出なくて済むようになるのです。

佐藤指導課長 そうですね。

内藤委員 千代田区がよい仕組みをつくるということにもこの調査委員会が貢献するとよいなと思います。何回か区長には会議を緊急にまた持ったほうがよいのではないかと伝えることがいよいように思います。

榑原委員長 ちょっと時間をオーバーしました。

大きな課題だったのですけれども、私たちもいじめ問題調査委員会として2年やってきたわけですけれども、私たちに何ができるのかというところで、これは実際に今回の案件があったことによって明らかになってきたのではないかという気がしますので、ぜひお考えいただきたいことと、先ほど言いましたように、この調査委員会として、もしお時間があれば、区長にそういう提言でお話をしたいということをお伝えいただきたいと思います。

私の任期は5月までですか。

武笠国際平和・男
女平等人権課長 はい。

榑原委員長 ですから、できればその任期までにやらないと意味がなくなってしまうので、その間にもしそういう場所があれば、全員かどうかは分かりませんが、私たちは出かけて区長にいろいろご提言、ご提案を申し上げようかと思っていますので、それをお伝えいただきたいと思います。

では、ほかにも案があったかと思いますが、喫緊のものではなければ、一応そういう

形でちょっと重い話がありましたけれども、報告の場ですが、調査委員会をおしまいにしたいと思います。

武笠国際平和・男
女平等人権課長 事務局からよろしいでしょうか。
ご連絡の前に1点、今日は貴重なご意見を頂いてありがとうございました。
調査委員会から頂いたご意見につきましては、指導課長とも改めてご相談するとともに、対策委員会を所管している課がまた指導課とは別にございますので、そちらの課にも伝えながら教育委員会に対して、このいじめ問題調査委員会は教育委員会の敵となるのではなく、協力したいのだということをぜひ分かっていただけるように、私どもも努めたいと考えます。
また、区長との懇談につきましては、改めて調整をさせていただいてご連絡を申し上げます。

榊原委員長 よろしくお願いたします。

武笠国際平和・男
女平等人権課長 ただいま、委員長から2年間の任期がというお話がございましたけれども、ぜひとも委員の皆様方には来年度以降も引き続きお願をしたいと思っております。

榊原委員長 よろしいですか。今日の話をもた聞かせてもらおう。

内藤委員 新しい仕組みをつくらなければいけないですね。
教育委員会にとっても非常にいいものを。

武笠国際平和・男
女平等人権課長 また、任期が終了する時点になりましたら、またご確認の書面なりを差し上げたいと考えておりますけれども、万一、継続が難しいというような方がいらっしゃいましたら、2月ぐらいまでに事務局のほうにご連絡をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

渡辺副委員長 LGBTsのハンドブックについて教えていただきたいのですが、今、心理学の調査とかをするときに、小学生に対しても、個人情報のことを考えて名前は聞かないことが多いのですが、大学生だと「男」、「女」、「その他」と書くことが今は奨励されています。ただ、この間、小学校に行ったときにも、一応「その他」と調査用紙に入れておいたのですが、学校からは「その他」はやめてほしいと指摘がありました。
小学校では難しいところがあると思うのですが、現状は本来、個人情報とか人権とかを考えたときに、どうするのが一番調査として普通に取られているのか。

武笠国際平和・男
女平等人権課長 このハンドブックを私どものほうで作成するときに、男女平等推進区民会議という会議を持っているのですが、その中で「男」、「女」、「答えない」とするのがいいのではないかとということでご意見を頂きました。
実際、男女共同参画センターでアンケートを取る際などは「答えない」という項目を

設けております。

渡辺副委員長 小学生でもそうでしょうか。

武笠国際平和・男
女平等 인권課長 小学生を対象にアンケートを取ることはあまりないのですけれども、親子の講座などについても答えないという形で設定しております。

ただ、「答えない」よりも「その他」が欲しいという方もいらっしゃいますので、なかなか難しい問題だとは思っております。

榊原委員長 間接的でしょうけれども、性別はいじめとかなり絡んでいる一種なのです。

年収とか、親の大学ということにかたくなになるというのは分かるのです。これが出自の問題で、とても重い問題で、おまえ算数零点だったみたいにからかうのと全然違って、おまえの家はどういう家だということを分かった年齢で、年収を聞いたりするというのは、いじめの中でも軽いことではなくて、むしろ非常に陰湿なことだと思います。

人種なんかとも近いような属性を聞く形になるので、やはり答える子どもによっては大変な思いをすることだと思います。

大幅に時間をオーバーしました。

星野委員 さっきの小学生の話なのですけれども「その他」はやめたほうがいいと思います。というのは、僕も「その他」とか言って、そこにふざけて丸をつける子が出てきます。

ただし、「書かない」というのを認めるのは正解で、やはり女兒で自閉症の女の子ですと、5、6年生ぐらいからもう症状が出ているので、「書かない」という選択肢は正解だと思います。

「その他」は悪ふざけになってしまうからやめたほうがいいと思います。

渡辺副委員長 書きたくなかった場合に、書かないで良い選択肢があるほうが良いですね。

榊原委員長 どうもありがとうございました。

武笠国際平和・男
女平等 인권課長 本日はどうもありがとうございました。

—了—